令和４年１２月９日　総務文教委員会

教育部教育総務課

議 案 説 明 資 料

１　議案第６２号　田川市奨学金給付条例の一部改正について　　・・・Ｐ１

議案第６２号　田川市奨学金給付条例の一部改正について

１　改正理由

田川地区統一内容の給付型奨学金事業について、社会情勢の変化や本事業のさらなる公平性・公正性を勘案した結果、田川地区市町村長会議において決定した見直し内容に即した条例とするため、所要の改正をしようとするもの。

２　改正の内容

⑴　近年の高等学校卒業後の進学コースが多様化する中、新たな進学先学校種について、柔軟に対象として含めることができるよう措置するため、高等学校専攻科を奨学金の対象に加えること。

⑵　国内の厳しい経済情勢や新型コロナウイルス感染状況が与える地域経済への影響等を勘案し、現行の支給額の入学支度金１０万円を１５万円に、就学資金（月額）２万円を３万円に、それぞれ見直すこと。

３　施行日　令和５年４月１日

４　改正による影響等

支給額の増額に伴い、令和５年度以降、予算額が増大する。

（単位：円）

	令和４年度	令和５年度	増減額
入学支度金	３，０００，０００	４，５００，０００	１，５００，０００
就学資金	２８，８００，０００	４０，３２０，０００	１１，５２０，０００
合　計	３１，８００，０００	４４，８２０，０００	１３，０２０，０００

５　新旧対照表（別紙）（Ｐ２～Ｐ３）

田川市奨学金給付条例（平成２９年条例第９号）新旧対照表

新（改正案）	旧（現行）
第１条　（略）	
（受給資格）	（受給資格）
第２条　（略）	第２条　（略）
⑴　（略）	⑴　（略）
⑵　初年度において学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に規定する大学（短期大学を含む。以下同じ。）の第１学年、高等専門学校の第４学年若しくは専修学校専門課程の第１学年又はこれらに準ずるものとして規則で定める学校及び学年に在学していること。	⑵　初年度において学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に規定する大学（短期大学を含む。以下同じ。）の第１学年、高等専門学校の第４学年又は専修学校専門課程の第１学年に在学していること。
（奨学金の額等）	（奨学金の額等）
第３条　（略）	第３条　（略）
⑴　入学支度金　１５万円	⑴　入学支度金　１０万円
⑵　修学資金　月額３万円	⑵　修学資金　月額２万円
２　入学支度金は、奨学生１人につき１回限り、前条第２号に規定する学校に入学した年度に給付する。	２　入学支度金は、奨学生１人につき１回限り、大学、高等専門学校専攻科又は専修学校専門課程に入学した年度に給付する。
３　（略）	

新（改正案）	旧（現行）
第４条から第９条まで　（略） 附　則 この条例は、令和５年４月１日から施行する。	